

第6節 雪害予防計画

豪雪による被害を防止し，又は軽減するため，関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

主な実施機関

市町村，県（道路保全課），四国運輸局徳島運輸支局，四国旅客鉄道（株），
四国電力（株）

- 1 県は，徳島県雪害防止対策要綱に基づき，主要道路の除雪体制を確立し，交通規制及び指導を行い，農林施設，作物の雪害対策を図り及び雪害予防知識の普及に努める。
- 2 市町村は，特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪，除雪機械の整備並びに要員の配備，出勤等市町村が実施すべき事項を市町村地域防災計画に定め，これにより雪害対策を実施するものとする。
- 3 指定地方行政機関，指定公共機関は，各機関の定める防災業務計画に基づき，必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。

(1) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため，チェーン，スノータイヤの備付を指導するとともに，運行停止を行う場合は各バス会社は，事前にラジオ，テレビ，新聞等の報道機関を通じ，その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

(2) 四国旅客鉄道株式会社

旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため，各駅長が四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令手続の定めるところにより，必要に応じ給食，医療等の手配をするが，非常時においては，市町村，住民等の協力をもとめて応急体制をとり輸送の確保に努める。

(3) 四国電力株式会社

雪害時における配電線路等に障害を生ずることが予想される場合は，防災業務計画の定めるところにより警戒体制をとり電力の確保に努める。